

2024年9月13日

株主各位

香川県高松市花ノ宮町2丁目3番9号
株式会社四電工
代表取締役 社長 関谷 幸男

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2024年7月31日開催の取締役会において、2024年10月1日をもって当社普通株式1株につき、3株の割合で分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2024年9月30日と定めましたので、公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年10月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を、4千万株から1億2千万株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2024年10月下旬にお届出ご住所にお送りする予定です。
- 2024年10月1日付をもって、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関：三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先：〒541-8502

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777 (通話料無料)